



報道発表資料の配付日時 5月14日(金) 15時00分

発表項目 (行事名)	「北海道・北東北の縄文遺跡群」に関するイコモス勧告当日の公表の流れ等について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>4道県（北海道、青森県、岩手県、秋田県）で世界文化遺産登録をめざし取組を進めている「北海道・北東北の縄文遺跡群」については、本年7月16日からオンライン開催される世界遺産委員会で審議される予定であり、通常、世界遺産委員会開催日の6週間前（6月4日）までに世界遺産委員会の諮問機関であるイコモスによる勧告等が通知されることとなっております。</p> <p>このことに関連して、本日、文化庁から、イコモス勧告当日の公表の流れ等についての報道発表がありましたので、別紙のとおり情報提供します。併せて、北海道からの公表の流れについて、次のとおりお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 情報提供する内容</p> <p>(1)文化庁報道発表資料「我が国の推薦資産に係る世界遺産委員会の諮問機関による評価結果及び勧告に関する資料配布及び記者会見について」（別紙のとおり）</p> <p>(2) 勧告当日の北海道からの公表の流れ</p> <p>①文化庁の速報及び第2報について 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部（青森県）を經由して、北海道環境生活部縄文世界遺産推進室が報道資料を受領後、速やかに同資料を投げ込みします。</p> <p>②コメントの公表等について 文化庁の第2報の受領後、「北海道知事コメント」を発出する予定です。 また、「縄文遺跡群世界遺産登録推進本部長（青森県知事）コメント」についても、受領後、公表します。</p> <p>2 その他 別紙資料の内容について照会等がある場合は、文化庁文化資源活用課にお問い合わせください。</p>		
報道（取材） に当たって			
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所) 渡島総合振興局・胆振総合振興局 関係県記者クラブ	
担当 (連絡先)	環境生活部 縄文世界遺産推進室 (担当者: 主幹 寒河江 正) TEL ダイヤルイン 011-204-5168 011-231-4111 (内線24-142)		



令和3年5月14日

## 我が国の推薦資産に係る世界遺産委員会の諮問機関による 評価結果及び勧告に関する資料配布及び記者会見について

本年の世界遺産委員会（7月16日～7月31日、オンライン）で審議が予定されている「北海道・北東北の縄文遺跡群」について、イコモスによる評価結果（勧告）が5月下旬から6月上旬頃に通知される見込みです。

通知を受けた際の資料配布及び記者会見は、下記のとおり実施する予定ですのでお知らせします。

### 1. イコモスによる評価結果及び勧告の伝達経路について

◆ユネスコ世界遺産センター ⇒ ◆ユネスコ日本政府代表部（所在地：パリ） ⇒  
◆外務省本省 ⇒ ◆文化庁 ⇒ ◆地方公共団体

の順に伝達されます。

### 2. 記者クラブへの資料配布及び記者会見について（別添参照）

- ① 通知時刻に関わりなく、評価結果を示した速報資料を発表
- ② その後、評価結果の概要を含む第二報を発表のうえ、記者会見を実施

### 3. 留意事項

- 速報発表後から第二報発表までの執務室内への立入及び問い合わせは御遠慮ください。

<担当> 文化庁文化資源活用課

文化遺産国際協力室長 山田 泰造

文化財調査官 鈴木 地平

世界文化遺産推薦係長 畑 英行

電話：03-5253-4111（代表）（内線 2877）

(別添)

通知を受けてから資料配布・記者会見までのスケジュール

工程	パターン1 (時間は目安)	パターン2 (時間は目安)
ユネスコから通知受領	17:00~22:00の間	22:00~1:00の間
速報発表	通知受領後速やかに発表	通知受領後速やかに発表
第二報発表	19:00~0:00の間	0:00~3:00の間
電話取材受付時間	—	第二報発表後1時間
記者会見	19:00~0:00の間	9:00

(表中の時間は日本時間)

※ ユネスコからの通知時間は、ユネスコの就業時間中(10:00頃~18:00頃(日本時間17:00~1:00))を見込んでいます。

※ ユネスコからの通知受領後、速やかに速報を発表します。

※ イコモスの評価結果概要を添付した第二報は速報発表のおおむね2時間後に発表します。  
記者会見は、勧告が22時までに接到した場合は第二報と同時に、22時以降に接到した場合は翌9時から行います。

※ パターン2で記者会見が火・金曜日となる場合は、閣議後記者会見と時間を調整します。

※ 勧告が金曜日に接到した場合は、パターン2であっても、第二報と同時に記者会見を行います。

# 世界遺産について

## 1. 世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

### (1) 条約の目的

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立すること。

### (2) 経緯

昭和47（1972）年 第17回ユネスコ総会において採択  
 昭和50（1975）年 条約発効  
 平成4（1992）年 我が国において条約締結のための国会承認及び条約発効  
 令和元（2019）年 7月現在で締結国数193カ国

## 2. 世界遺産一覧表への記載プロセス

- ① 各締約国は、世界遺産一覧表への記載推薦の候補を記載した「暫定一覧表」を提出する。
- ② 各締約国は、「暫定一覧表」の記載物件のうち、「世界遺産一覧表」に記載する準備が整ったものを世界遺産委員会へ推薦する。これに対し、世界遺産委員会が、「世界遺産一覧表」への記載の可否を決定する。

## 3. 我が国の世界遺産一覧表記載物件（文化遺産19件、自然遺産4件）

記載物件名	所在地	暫定一覧表記載年	世界遺産一覧表推薦年	世界遺産一覧表記載年	区分
1 法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成4年	平成4年	平成5年12月	文化
2 姫路城	兵庫県	"	"	"	文化
3 屋久島	鹿児島県	"	"	"	自然
4 白神山地	青森県、秋田県	"	"	"	自然
5 古都京都の文化財 （京都市、宇治市、大津市）	京都府、滋賀県	"	平成5年	平成6年12月	文化
6 白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	"	平成6年	平成7年12月	文化
7 原爆ドーム	広島県	平成7年	平成7年	平成8年12月	文化
8 厳島神社	広島県	平成4年	"	"	文化
9 古都奈良の文化財	奈良県	"	平成9年	平成10年12月	文化
10 日光の社寺	栃木県	"	平成10年	平成11年12月	文化
11 琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	"	平成11年	平成12年12月	文化
12 紀伊山地の霊場と参詣道	三重県、奈良県、和歌山県	平成13年	平成15年1月	平成16年7月	文化
13 知床	北海道	平成16年	平成16年1月	平成17年7月	自然
14 石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	平成13年	平成18年1月	平成19年7月	文化
15 小笠原諸島	東京都	平成19年	平成22年1月	平成23年6月	自然
16 平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-	岩手県	平成13年	平成18年12月 平成22年1月	平成23年6月	文化
17 富士山-信仰の対象と芸術の源泉	山梨県、静岡県	平成19年	平成24年1月	平成25年6月	文化
18 富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	平成19年	平成25年1月	平成26年6月	文化
19 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県・岩手県・静岡県	平成21年	平成26年1月	平成27年7月	文化
20 ル・コルビュジエの建築作品 - 近代建築運動への顕著な貢献	東京都（他 フランス、ドイツ、スイス、ベルギー、アルゼンチン、インド）	平成19年	平成27年1月	平成28年7月	文化
21 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	平成21年	平成28年1月	平成29年7月	文化
22 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県、熊本県	平成19年	平成29年2月	平成30年6月	文化
23 百舌鳥・古市古墳群 - 古代日本の墳墓群 -	大阪府	平成22年	平成30年1月	令和元年7月	文化

## 4. 我が国の暫定一覧表記載物件（文化遺産6件、自然遺産1件）

〔平成4年〕

①「古都鎌倉の寺院・神社ほか」（神奈川県）

②「彦根城」（滋賀県）

〔平成19年〕

③「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」（奈良県）

〔平成21年〕

④「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」（北海道・青森県・岩手県・秋田県）

〔平成22年〕

⑤「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」（新潟県）

〔平成24年〕

⑥「平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-（拡張）」（岩手県）

〔平成28年〕

⑦「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」（鹿児島県・沖縄県）【自然遺産】